

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)
D

第1 Eの主張の当否

1. Eは、本件決議について、B及び乙銀行の行使に係る議決権の取扱いに違法な点があるとして、株主総会決議取消しの訴えを提起している(会社法(以下、法令名省略)831条1項1号)。この主張は認められようか。

なお、Eは甲株式会社株主である。

具体的には、①持株会の共有に属する株式に係る議決権の行使を委任していたBが、委任された内容と異なる議決権の行使をしたこと及び②乙銀行の従業員であるCが入場したことをもって乙銀行を出席扱いし、事前の書面投票が撤回され、棄権扱いになったことが本件決議の取消事由を構成するか検討する。

なお、上記事由は、原告となる株主Eについての現況ではなく、他の株主に関するものである。株主総会の取消事由については、~~個人~~株主個人の利益を保護する目的を超えて、会社にあって公正な決議を確保するためであるから、この点は問題とならない。

2. まず、前提として、本件申入れは、甲社の自転車製造部門の売却についてである。これが甲社の総資産・売上げの10%を占めるのみで営業利益もほとんどないことを考慮しても、同事業が甲社の創業以来の事業であり、知名度も得たのも自転車CMに力を入れていることや、認知度に鑑みれば、同事業が有する企業価値は高いといえる。よって、本件申入れは、「重要な財産の処分」(467条1項2号)に当たり、株主総会において決議を得る必要がある(467条1項2号、309条2項11号)。

3. ①について

(1) 議決権行使権行使について委任を受けていた者が、委任の内容に反して投票をした場合、その投票は有効か。

この点については、委任の内部関係の問題、すなわち委任契約は善悪の問題として、投票は有効とあり二つ原則がありと考える。ただし、~~この~~場合、会社が、その者に委任を受けており、議決権の行使に関して指示を受けているとすれば、通常知り得るが、無知とありと会社に予期せぬ不利益を負わせるといふ点に注意が必要である。

(2) 本問についてみると、上記の通り、委任を受けた内容と異なる議決権の行使がなされている。

しかし、Bは、持株会という甲社従業員のみに構成された民法上の組合から委任を受けていた。さらに、また、持株会からは、本件議案に関して、賛成に2000個、反対に1000個という議決権の指示が寄せられており、

甲社経営陣にもこのことは周知されていた。さらに、Bが総会事務局に提出した委任状にもその旨記載されていた。これらと考慮すれば、会社側はその議決権の行使が委任の内容にそむくものであると知っていたから放置したといえる。このより好ましい場合には、会社は「不測」

の不利益を被るとはいえず、取消事由とはならず、解ある。また、決議の方法が「著しく不正」といふ取消事由を構成する。

4. (2)について

(1) 本件総会の議長Dは、乙銀行の従業員Cが入場したことをもって、出席扱いとし、乙銀行が事前に行っていた書面による議決権行使権投票を指し回して棄権の投票をさせたものという扱いをしている。(書面による議決権行使について、311条参照)

さらに、事前に書面による議決権の行使がなされているが、株主が総会に出席し新たに投票を行うことはある。仮に乙銀行が、適法に代理人を選任していれば、310条

認知的に議決権の行使について容認し得るという、不正があるから。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

D

により、新たに投票を行ふこともできよう。

しかし、本何ら議決権行使について権限を有しない者A、
総会の場に出席したところ、さらにその旨を示す投票をしな
かっただけで、本来の権利者の権利が害されることが
は許されるべきではない。

(2) しかし、Cは何ら議決権に関して権利を有し得るが、
310条の「代理人」に当たらない。だとすれば、このように無
権利者を代理人かのように扱い、事前の投票を無撤回
することは許されなければならないというべきである。

議長Dの行為は、総会の秩序の維持や議事の整理のた
めに行われた議長の権限を越えるものといえる。

よって、この点をもって株主本件決議には取消事由
決議の方式が法令に違反するという取消事由があ
る。

5. 以上より、本件決議には、831条1項1号の取消事由が
認められる。

(2) について、831条2項の裁量棄却の問題はなり得る
が、「その違反する事実が重大でない」とはいえないと考える。
なぜなら、本件では、Cは代理権を有する外観を作出した
わけではなく、~~また~~ かつ自身は議決権行使について無権
限であることを主張している。そのような事情を知りながら、本
来の権利者が銀行の事前の議決権行使を無に帰
する行為をしたことは、違反する事実が重大とい
える。

6. 以上より、Eの本件決議についての株主総会決議取消し
の訴えは、認められる。

以上

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。